

平成 27 年度

「生駒市社会教育基本方針及び重点目標」

(案)

生駒市教育委員会

1 社会教育における法的背景と現状等について

(1) 法的背景

私たちを取り巻く社会は、少子化・高齢化による社会活力の低下、厳しさを増す経済環境、社会のつながりの希薄化など様々な問題に直面しています。

平成 18 年に改正された教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）では、「生涯学習の理念」（第 3 条）が新たに規定され、また、「国及び地方公共団体による社会教育の奨励」（第 12 条）、加えて、「家庭教育の重要性」（第 10 条）、「家庭及び地域住民の連携協力の必要性」（第 13 条）を新たに規定し、その重要性を明記しています。

この改正を受けて平成 20 年には、社会教育行政の体制の整備等を目的に、社会教育法及び図書館法等の法律が一部改正されて法整備が進むとともに、教育基本法に示された理念の実現と施策の総合的・計画的推進のため、同年に「第 1 期教育振興基本計画」が策定され、平成 25 年には「第 2 期教育振興基本計画」が閣議決定されました。その前文には、「一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが我が国が直面する危機を回避させるものである。」と謳っており、その基本施策として、家庭教育の支援の充実、社会教育推進体制の強化などが挙げられています。

(2) 本市の現状

平成 26 年 6 月に策定された「生駒市総合計画後期基本計画」によると、次のような課題が指摘されています。

- ①生涯学習関連団体の高齢化などに伴い、各種団体内での世代交代の時期にきている。今後は情報提供を活発化し、特に若年世代に対して生涯学習への参加を促し、生涯学習活動を継承、発展していく必要がある。
- ②社会経済状況の変化により、青少年犯罪の凶悪化、低年齢化やニート・ひきこもり等若者を取り巻く環境が全国的に深刻な状況にあり、また、少子化やインターネットの普及、核家族化等により地域や人、人と人との関係が希薄化し、家庭の教育力も低下傾向にある。今後は、地域、学校、家庭などの連携を強化していく必要がある。
- ③本市の歴史文化については、働く世代や若年世代には認知度が低いため、伝統文化の継承や郷土愛の醸成に努める必要がある。
- ④生涯スポーツの需要は高まっているが、子どもたちの体力は低下傾向にあることから、市民が、性別、世代等を超えて参加できる環境や仕組みを整備する必要がある。

こうした課題の解決に向けて、市の厳しい財政状況のもと、行政と市民、地域団体、事業者が協働、協力しながら取り組んでいく必要があります。

2 基本方針

本市教育委員会では、前述の社会情勢を踏まえ、わたしたち一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯学習（スポーツを含む。）ができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を目指して今後の社会教育を推進していきます。

そのために、市民が学習活動によって自己実現ができる環境整備に努め、「いきいきと楽しく、心ふれあう、まなびの都市（まち）・生駒」を実現するよう諸施策を展開していきます。

3 重点目標

(1) 生涯学習の環境整備について

- ①情報発信に努めて市民の学習活動への支援を行います。
- ②生涯学習まちづくり人材バンクへの登録者の充実や活用の促進に努めます。
- ③市民が学習活動で培った成果を社会に還元でき、グループ・団体間の交流の場や自主運営に向けた取組を支援します。
- ④シニア世代がいきいきと生涯学習を進めるために、いこま寿大学の内容を充実させます。
- ⑤有識者等が自身の知識や経験を活かして、社会に貢献できる機会や意欲をもっていただくために、学習意欲の向上やまちづくりへの参画の機会を広げます。

(2) 生涯学習施設の効率的な運営について

- ①生涯学習施設の整備を進め、施設の利便性、安全性の向上に努めます。
- ②生涯学習施設の指定管理者との連携を深め、モニタリングを通して市民ニーズを把握し、文化事業や施設の効率的、魅力的な管理運営に努めます。

(3) 図書館の運営について

- ①子どもの健やかな成長の糧となるように、学校、ボランティア、家庭と連携して、学校図書館の活性化を含め、子どもの読書活動を推進していきます。

- ②生涯学習の拠点の一つとして、人と本との出会いの場、本を介して人と人とがふれあいを深めることのできる場となることを目指し、図書館、分館、図書室が連携して、事業の拡充を図るとともに、誰もが利用しやすい図書館の実現に向けて環境整備を進めていきます。

(4) 文化財保護について

- ①文化財の保存活用を進めるために、生駒ふるさとミュージアムの指定管理者と連携して、文化財の各種調査の整合と充実を図り、調査成果の展示公開に努めます。
- ②郷土愛の醸成を図るために、生駒ふるさとミュージアムの指定管理者と連携して、郷土学習事業を実施し、郷土の歴史文化の普及、生駒ふるさとミュージアムの周知に努めます。また、子どもたちからシニア世代までが、ボランティアやリピーターとして気軽に遊び、学習できる施設を目指します。
- ③国宝、重要文化財などの貴重な文化遺産を次代に継承するために、文化財の保存・防災活動等に、所有者のほか市民と行政が協働で進めるシステムの構築を目指します。
- ④子どもたちの本市の歴史文化についての理解を促すため、学校と連携して生駒ふるさとミュージアムを活用するなど施策の充実に努めます。

(5) 青少年の健全育成について

- ①家庭の教育力を高めるための家庭教育学級の実施や地域の中で安全に安心して過ごせる機会を提供するため、子どもの居場所づくり事業の充実に努めます。
- ②ニート・ひきこもりの若者の自立を支援するため、各課、関係機関と連携して相談窓口の充実に努めます。
- ③指定管理者と連携して、青少年が野外活動を通して、協調性、自立心、さらに世代、障がいなどを超えた多様性を学べる事業を行います。
- ④青少年の健全育成や非行防止のために、学校、家庭、地域、関係機関と連携して、巡回指導等の青少年指導活動を行います。
- ⑤地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年リーダー、地域リーダーを養成します。
- ⑥青年団体が主催する同世代交流やまちを活性化する事業などの諸活動を支援します。

(6) 文化芸術の振興について

- ①子どもたちをはじめあらゆる市民が文化活動の成果を発表する機会を提供します。

- ②いこま国際音楽祭をはじめ、指定管理者によるコンサート事業など、質の高い文化芸術にふれることができるよう魅力ある事業を開催します。
- ③文化芸術団体が行う文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する公共公益性の高い事業について支援するほか、親子がともに文化芸術に親しめる機会を提供します。

(7) スポーツ振興について

- ①競技スポーツをはじめ生涯スポーツの促進・実践都市を目指します。平成22年度に策定した「スポーツ振興基本計画」が5年を迎えることから、計画の見直しを行います。
- ②生駒北スポーツセンターのオープンに伴い、だれもが、いつでも、スポーツを身近に感じられるよう、親子で楽しめるイベントの開催や、年齢を問わず取り組むことのできるスポーツ・レクリエーション活動等の交流イベントの充実に努めます。
- ③地域の生涯スポーツの振興を図るために、「総合型地域スポーツクラブ」の支援を行い、指定管理者と連携して施設の有効活用、充実に努めます。